

宇治市植物公園あり方検討委員会からの提言について

宇治市植物公園あり方検討委員会から、別紙のとおり提言をいただきましたので、ご報告申し上げます。

1. 提言いただいた日時

令和元年12月9日（月） 10時15分

2. 提言いただいた場所

市役所 7階 第1応接室

※真山会長より市長へご提言

3. 宇治市植物公園あり方検討委員会

平成30年8月10日に第1回検討委員会を開催して以降、令和元年10月17日まで、合計4回の検討委員会を開催

提 言 書

令和元年 12 月 9 日
宇治市植物公園あり方検討委員会

目 次

はじめに	P 1
1. 植物公園設置の沿革	P 3
2. 植物公園の概要	
・ 設置目的	P 4
・ 施設概要	P 4～5
・ 経営状況など	P 7～8
3. 植物公園の課題	P 9
4. サウンディング型市場調査について	P 10
5. 提言(植物公園の目指す方向性)	P 11～15
6. 本提言の着実な実現に向けて	P 16
7. 資料	
・ 宇治市植物公園あり方検討委員会設置要項	P 19
・ 宇治市植物公園あり方検討委員会委員名簿	P 21
・ サウンディング型市場調査の結果について	P 23～24
・ 宇治市植物公園あり方検討委員会検討経過	P 25

はじめに

市民が自然と緑の文化に触れ、学ぶ場として整備した宇治市植物公園（以下「植物公園」という。）は、平成8年10月の開園以降、平成28年度には開園20周年を迎えるとともに入園者が200万人を超えるなど長年にわたり多くの市民に利用されている施設である。

しかしながら、入園料などの収入に対する日常の維持管理に要する費用や老朽化に伴う改修費用は、現在の宇治市における財政状況に鑑みると、十分に市民理解を得られる状況ではなくなっていることなどを踏まえ、今後の植物公園のあり方を検討することを目的として平成30年8月、「宇治市植物公園あり方検討委員会」（以下「本委員会」という。）が設置された。

本委員会では、4回にわたって植物公園の現状や収支状況を基に検討を行い、現地調査や市が実施したサウンディング型市場調査の結果も踏まえた上で、この度、植物公園の今後のあり方について提言するものである。

1. 植物公園設置の沿革

平成2年2月9日

市制40周年記念事業として、総合公園としての事業採択を受け、都市緑化植物園の整備を目的とする都市計画を決定

平成3年1月16日

事業認可

平成3年3月27日

折居国有林を建設用地として取得

平成3年度

工事着手

平成6年度

管理棟、温室、フラワブリッジ、花の広場完成

平成6年10月30日～11月6日

全国都市緑化京都フェアのサテライト会場として温室公開

平成7年度

花と水のタペストリー、野外便所・休憩所完成

平成8年度

駐車場周辺、サイン整備工事完成

平成8年10月26日

開園

平成9年3月13日

都市公園設置告示

平成10年度

レストラン・売店完成

平成11年4月

レストラン・売店オープン

平成13年度

花と水のタペストリーの絵柄更新を年5回から年4回に変更

平成18年度

源氏ゆめほたる事業（ほたるナイトー開園）開始

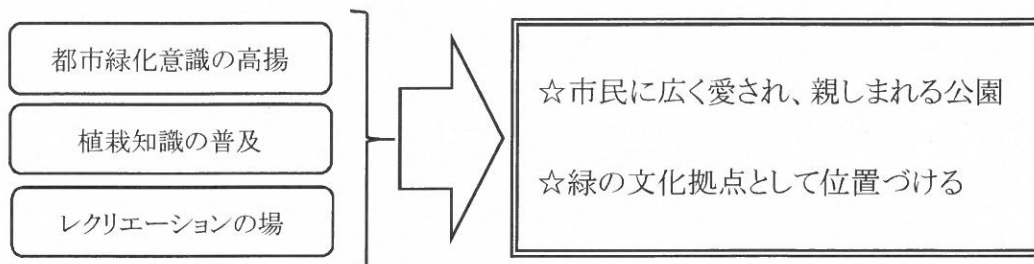
平成30年度

花と水のタペストリーを常緑化

2. 植物公園の概要

設置目的

植物公園は、市民に都市緑化の必要性とその効果に対する正確な情報の提供、市民の都市緑化意識の高揚及び植栽知識の普及等を通して都市緑化の推進に資することを目的に整備した。



施設概要

〈主要な施設〉

・緑の館

1階は展示スペースや休憩コーナー、喫茶コーナーなど

2階はライブラリー、緑の相談所、研修室など

・花と水のタペストリー

日本一を誇る大規模立体花壇。幅62m高さ18mの壮大な雛壇に3,675基のプランターを設置。平成30年8月まで季節に合った植物で錦絵模様を織りなしていたが、平成30年9月以降は常緑化している。

・観賞温室

熱帯・亜熱帯の植物を約650種展示

・レストラン蝶々

無料区域に位置しており22時まで営業。都市公園法第5条による管理許可による。

・駐車場

普通車200台、バス3台、身体障害者用車両4台

〈利用料金〉

・入園料

区分	個人	団体(20名以上)	年間パスポート
大人	600円	500円	1,800円
小人(小・中学生)	300円	250円	900円
幼児	無料		

※宇治市内居住の70歳以上の方や身体障害者手帳をお持ちの方は無料。

※平成30年7月1日より、入園料を約25%引き上げている。

・駐車料金

区分	料金
普通車	400円
大型車	1,500円



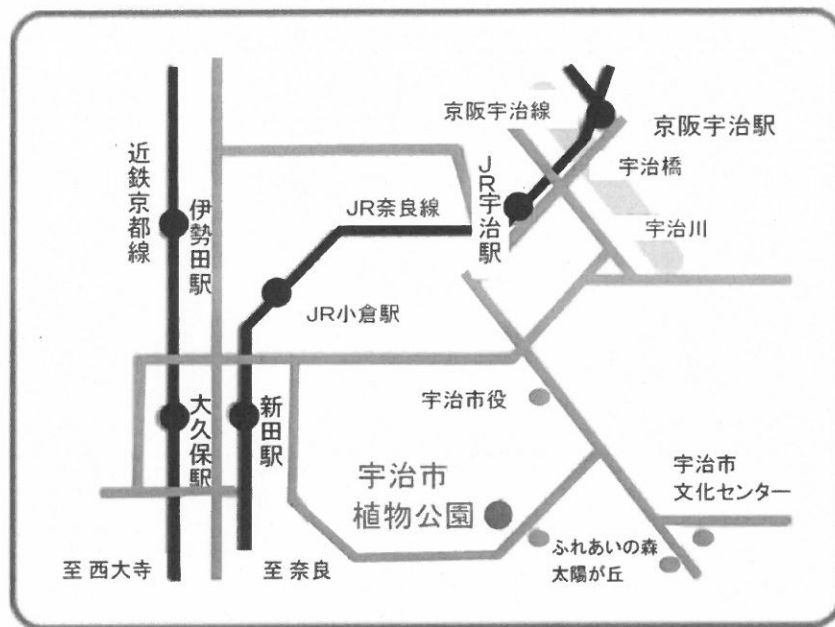
〈アクセスなど〉

・アクセス

京都京阪バス停留所「植物公園」がある。JR・近鉄電車・京阪電車などの最寄駅からもバスの利用が可能。徒歩なら最寄駅から約20分。

・近隣施設

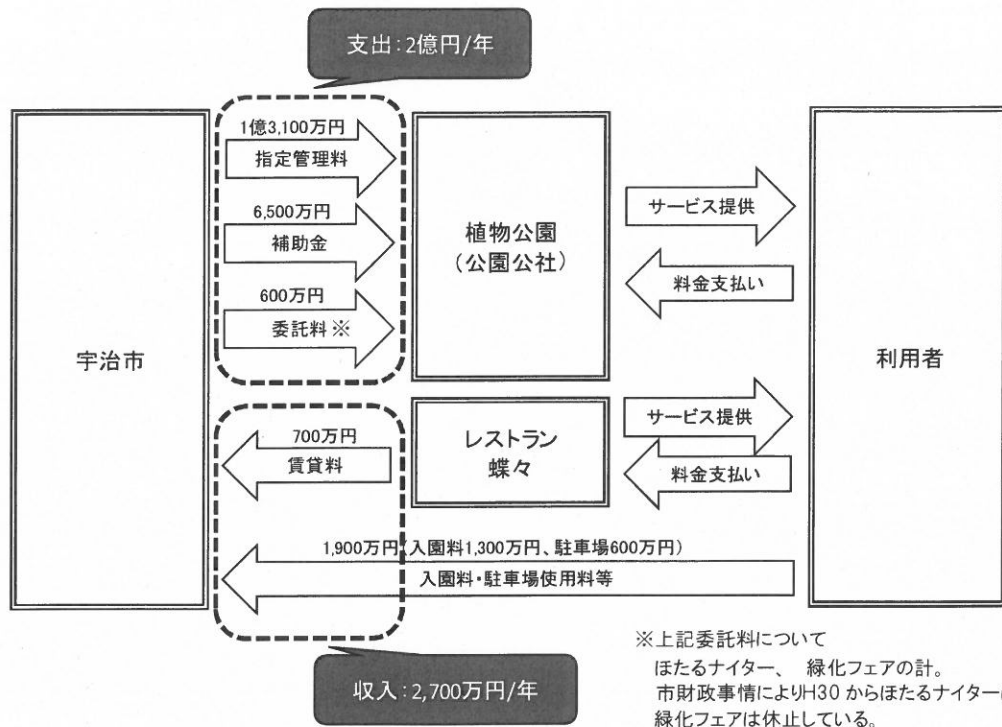
京都府山城総合運動公園（太陽が丘）、立命館宇治中学校・高等学校、鴻巣山運動公園など。



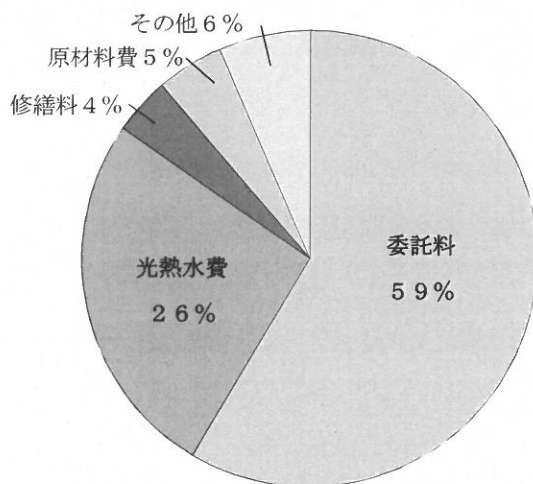
経営状況（平成29年度末時点）

〈収支構造〉

（公財）宇治市公園公社が指定管理者となり、指定管理料・補助金（人件費）・委託料を合わせて市から年間約2億円を支出している。収入は植物公園の入園料・駐車場使用料のほか、都市公園法第5条許可に基づくレストラン使用料等により、年間約2,700万円を得ている状況となっている。



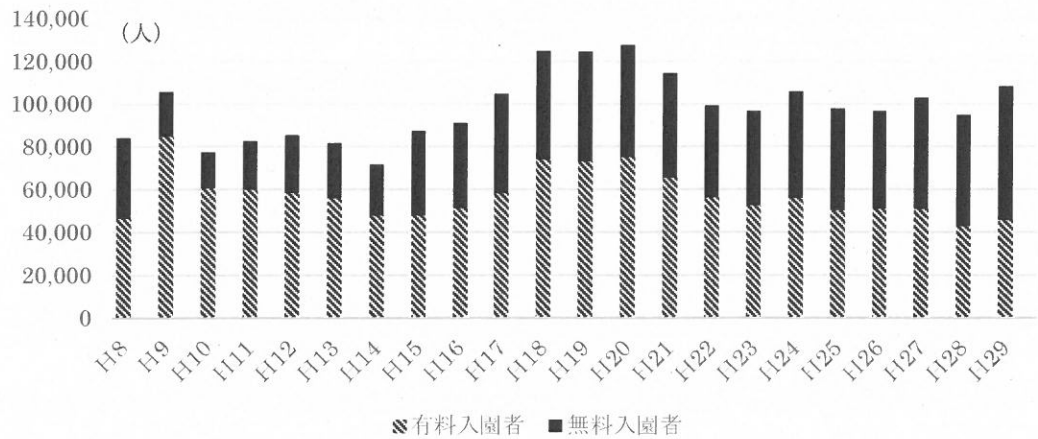
〈指定管理料の内訳〉



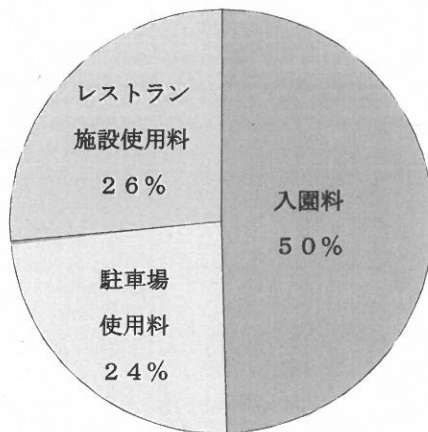
指定管理料の内訳としては、委託料（施設の維持管理委託等）が最も多く、次いで光熱水費が多い。委託料は園路や温室の植栽の維持管理委託費が多くを占めており、光熱水費は電気料金と水道使用料で、その内電気料金が8割以上を占めている。

〈来園者数の推移〉

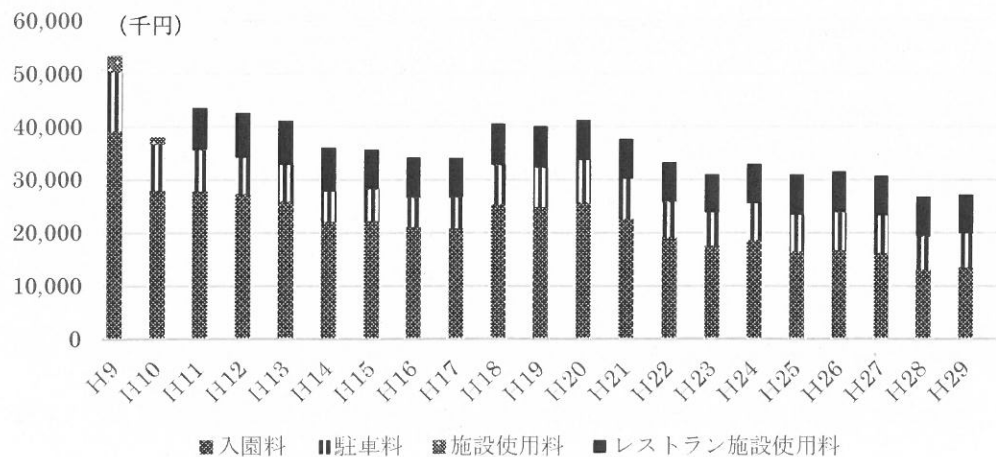
開園後は年間 8 万人前後で推移していたが、平成 14 年度に事業見直しを行い「源氏ゆめはたる事業」などに取り組んだことで平成 18 年度には年間 12 万人を超えた。近年は 10 万人前後で推移している。



〈収入の内訳〉



入園料収入は年によって増減があるが、減少傾向にある。駐車場使用料及びレストラン施設使用料は比較的安定している。



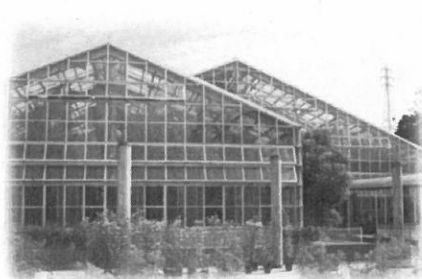
3. 植物公園の課題

植物公園が抱える課題はおおむね下記のとおりであり、これらの課題をいかに解決するかが植物公園のあり方を検討する上での重要な要素となる。

植物公園は、都市緑化の推進に資することを目的として設置された施設であるが、そもそも市民にとって今後も必要な施設であるのか、継続して都市緑化の拠点としてあり続ける必要があるのか否かの検討を行う必要がある。

コスト面では入園料や駐車場使用料、施設使用料等の収入が年間約3千万円であるのに対し、指定管理料やそれにかかる人件費等に年間約2億円を要しており、現在の厳しい市の財政状況に鑑みると、十分に市民理解を得られる状況ではなくなってきており、来園者の増加に向けた取組や収支を改善させる取組が必要である。

また、平成8年の開園以降、20数年経過しており、近年では水道管の破損により休園を余儀なくされたことや、建築物の法定点検においても雨漏り等の不具合を指摘されるなど、入園者にサービスを提供する上での課題が少なからず生じ始めている。特に温室を中心とした空調設備は開園以来更新をしていないが、更新するとなれば相当規模の費用を要するため、老朽化対策についての検討が必要である。



4. サウンディング型市場調査について

今回植物公園のあり方を検討するにあたっては、民間事業者から意見や提案を求め、今後の植物公園の利活用について幅広い検討を可能とするため、市として初となるサウンディング型市場調査を実施したところである。

本委員会としても、実施内容等については第3回委員会にて市からの報告を受け、結果については公表されている。この公表資料では各事業者からの提案内容や要望内容等が主に記載されているが、提案に至るまでの各事業者の考え方や現在の植物公園に対する評価については、本委員会にて今後の植物公園のあり方を検討する上での重要な検討材料であり、提言に至るまでの説明には欠かせないものであることから、以下のとおり、概要を紹介する。

本調査では、新たな施設整備を伴うものについては都市公園法第5条に基づく「設置管理許可制度」や同法第5条の2～9に基づく「公募設置管理制度（Park-PFI）」の活用を想定している旨、実施要領にて紹介していたが、結果的には民間事業者からいずれの手法による提案も無かった。

その理由として、まず「設置管理許可制度」に基づく施設整備については、敷地の一部のみを管理し、現在の指定管理者と共存する形での運営形態が想定されることから、維持管理上の調整等の中で課題が生じる可能性があることや、市場性の観点からも収益率の高い施設整備は期待できないとの判断からである。したがって、一部のみではなく、一体的な施設管理が望ましいとのことであった。次に「公募設置管理制度（Park-PFI）」については、既に植物公園には必要とする施設が整備されており、既存施設を改修するなどして有効活用することで集客を図ることは可能であることから、新たな施設の設置は不要であるとの考えのもと、提案がなかったものである。

管理運営上の植物公園の評価としては、いずれも植物管理のクオリティは非常に高く、素晴らしいとの意見であった。ただ、集客を考えると専門性が高く、一般受けし難い形ではないか、また、広報活動についても民間事業者であればもっと力を入れていくとの意見があった。

以上のことから、少なくとも今回調査に参加した民間事業者としては、植物公園は大きく不足している施設や欠陥等はなく、植物管理のレベルも非常に行き届いていることから、大きな課題は無いと評価している。しかし、玄人向けの施設に特化気味であり、また広報に改善の余地があることから、より植物公園の魅力を感じてもらえるような取組や見せ方の工夫と発信力の強化が必要であるとの意見が大勢である。以上のことから、別添資料「宇治市植物公園に係るサウンディング型市場調査の結果について」に至ったものとする。

5. 提言（植物公園の目指す方向性）

植物公園が抱える課題、現在の植物公園の評価、今後の植物公園の必要性を含めて本委員会で検討した結果を集約し、今後の植物公園の目指すべき方向性として提言する。

植物公園はよく管理され、植物園として高いレベルにある施設である。したがって、市が植物公園を有することは誇るべきことであるというのが本委員会の総意である。公共施設であり、都市公園である植物公園の本来の設置目的を忘れず、市民に愛され、多くの人々で賑わう「みどりの拠点」としてあり続けることを切に願う。

一方で、管理運営費の改善は市民の税負担の軽減につながる取組として重要であるが、収支改善についてはまだまだ課題がある。さらに多くの市民に愛される施設となるよう努めるとともに、開園当初からの目標である年間入園者数13万人をまずは達成し、その後もさらなる高みを目指していけるような魅力ある園づくりに努め、入園者数を確保することで市民の財政負担を可能な限り軽減できるよう、不断の努力が必要である。

○都市緑化の拠点としての植物公園のあり方について

植物公園は都市公園であり、都市公園法上、これをみだりに廃止することはできない。ただ、植物公園として残さなければならない法的な制約はないことから、本委員会では前述の課題を解決するためには植物公園を廃止し、単なる都市公園とすることも含めて今後の植物公園のあり方を検討してきたところである。その検討に当たっては、単に収支のみではなく、公共施設として植物公園が今までもたらした成果や今後もたたらすであろう効果を踏まえる必要がある。そこで本委員会では下記のとおり、公共施設として、また都市緑化の拠点としての植物公園の評価も踏まえつつ、今後あるべき方向性についての検討を行った。

植物公園は、多くの人々が緑に触れ、学び、楽しみ、緑化の意識を高めることにより都市の緑化の推進を図ることを期待し、年間入園者数13万人を目標としてきたが、開園以来、未だその目標は達成されていない。しかしながら、開園以来継続して年間8～10万人前後で入園者数が推移し続けていることは、継続して市民に親しまれている施設の表れであると評価できる。また、平成29年度に策定された公共施設等総合管理計画における市民アンケートにおいて75.2%の市民が植物公園は現状維持すべき施設であると回答しており、これは市庁舎や消防署等を含む44施設のうち5番目に高い数値であることに鑑みても市民から必要とされている施設であると言えることができる。さら

に、京都府内では3箇所、山城中部以南では唯一の植物公園であり、温室や貴重な植物を目にすることができる施設は市内のみならず近隣市町にとっても貴重な存在となっている。

また、近年、国では都市緑地法等の改正がなされ、都市におけるみどりの重要性が再認識されている。市としても「みどりゆたかな、住みたい、住んでよかった都市宇治」を都市像の理念として掲げている。市として今後もその方針を堅持するのであれば、「みどりの拠点」として整備した植物公園が市政にもたらす効果は大きいものであると評価することができることから、今後も植物公園が市の緑化の拠点としてあり続けるよう努められるべきである。

○管理運営について

現在植物公園が抱えている課題を改善するにあたっては、管理運営面の見直しを図る必要がある。手法としては、収入を上げる取組を行うこと、支出を下げる取組を行うこと、あるいはその2つの取組を同時に行うことが考えられる。これは開園以来、イベント実施や管理レベルの見直し等で検討・実施してきたものであり、容易に成果を上げられるものではないと思われるが、今回は民間活力の導入の可能性を探るために、市で初となるサウンディング型市場調査を実施したところであり、これらも参考にしながら今後の取組について検討を行うべきである。特に温室については参加した全ての民間事業者が温室に何らかの工夫をして活用する提案をしていることから、集客施設としても有効な施設であることが確認できる。ただ、現在の温室を含む植物公園の植物の維持管理レベルは非常に高く評価できるものであるが、専門性が高く敷居が高いイメージもあることから、植物管理のクオリティは維持しつつも植物に興味の無い人でも「一度は行ってみよう」と思わせる園づくり心がけることが重要である。

施設の老朽化に伴う修繕・更新については、機器の故障等による休園で収入に影響が出る懸念や相当規模の修繕経費を短期間で投入せざるを得ないリスクを回避するため、早急に計画的な改修等を実施することで支出の平準化を図ることが求められる。特に緑の館や温室の空調設備を更新する場合には大きな費用が発生することから、エネルギー源の見直し等も含めて検討が必要である。

上記取組の実施により、財政負担の軽減を達成することは当然のことであるが、植物公園は市の緑化の拠点であり、単なるコストダウンにより魅力が低下するような取組にならないよう注意しなければならない。植物公園は開園以来、年間入園者数が安定していることは評価できる点であることは前述

のとおりであるが、これを実現しているのは施設そのものが持つポテンシャルに加えて、さまざまなイベントや展示会、講習会等の実施により集客に努めてきたことも大きな要因であり、施設管理者が自主努力により間断ない取組が行われてきた部分が大きいのと思われる。施設の特性、来園者の傾向に精通するとともに、絶滅危惧種の保全の面でも大きく貢献している現施設管理者の手法は、今後の施策展開を検討・実施していく上で参考とするべきである。

しかしながら、こうした取組に合わせて、収支改善に向け来園者ニーズを的確に捉え、さらなる集客に努めるとともに、施設管理においても最小限の経費で最大限の効果が得られるよう努めるなど、不断の努力が必要である。

○具体的な取組について

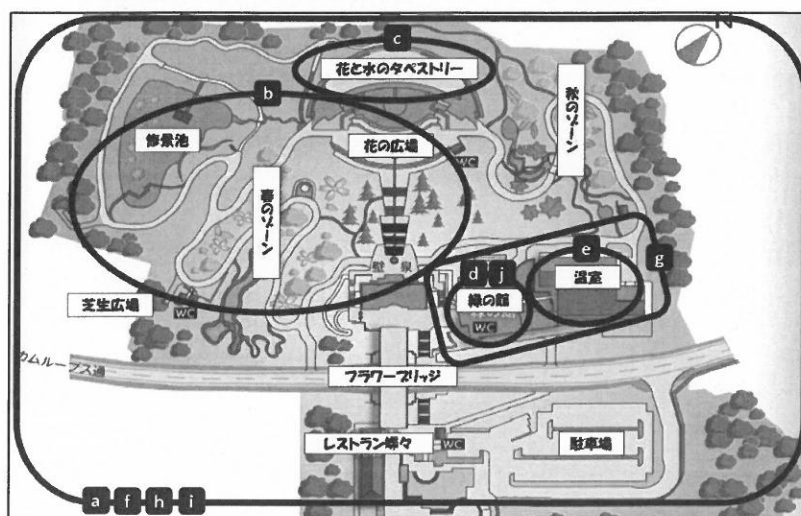
都市の緑化の拠点としての植物公園の役割を引き続き担うとともに、財政負担の軽減に努めるために、新たな取組の実施または現在の取組の見直しにより、下記のような取組を実施することが有効であると考えます。

1. 魅力増進策

植物公園の魅力を増進させる取組を実施し、多くの来園者を呼び込み緑化啓発を図るとともに収入を確保する。

- a. 体験型施設の整備、体験型イベントの実施
- b. 憩いの空間の整備 (ex: 遊べる、昼食が食べられる広場等)
- c. 民間活力の導入による花と水のタペストリーの整備
- d. 売店や軽食が食べられる施設の整備
- e. 温室を活用した取組の実施 (ex: イベント、カフェ等)
- f. 魅力ある園内植栽の整備 (ex: 一面花畑、人気のある植物の植栽等)
- g. W i F i 環境の整備
- h. フォトスポットの整備
- i. 新たな集客イベントの実施 (ex: イベント団体・会社への貸館等)
- j. トイレの改修 (ex: 緑の館内トイレの温水洗浄便座化等)

【実施エリアのイメージ】



2. 経費削減策

現在要しているランニングコストを見直し、支出の軽減を図る。

- ・ k. 緑の館、温室の空調設備の見直し、更新
- l. 日常維持管理の見直し
- m. LED照明への更新

3. 広報営業活動

新規来園者を獲得するため、また継続してリピーターを確保するため、植物公園や植物園の取組を知ってもらう機会を広げる。

- n. 観光協会等と連携してPRの強化
- o. バスツアーの企画
- p. PR専任職員の配置
- q. SNSの活用

4. その他

- r. 入園料や駐車料金等の料金体系の見直し
- s. サポーター制度等の導入
- t. 民間企業や大学等との連携事業の実施
- u. イベント会場としての活用等、貸館事業の積極的な実施

上記取組の実施により、集客やランニングコスト面での改善は見込めるものの、一定の初期投資が必要であるものが多く、それらの経費も含めて検討を行う必要がある点に留意すべきである。施設面でも全ての取組を実施することは困難であると思われ、具体化にあたっては市にて精査した上で取捨選択していくこととなると思われるが、検討の際にはサウンディング型市場調査で得た民間企業の視点も活用しつつ、収支にとられ過ぎて植物公園の魅力の低下を招く結果とならないよう注意すべきである。



【取組対象の考え方】

植物公園は第一義的には市民に愛される施設となるよう努めるべきであるが、市民だけでなく観光客等の誘致をすることで植物公園の素晴らしさを市外の方にも知ってもらう機会ができるとともに、入園料収入等の増加により市民の税負担の軽減に繋げることも期待できることから、それぞれの施策の対象を明確にした上で実施することが求められる。

〈イメージ〉

分類		市民に親しまれる ための取組	観光客等を誘致 するための取組	その他の取組 (老朽化対策・資金調達等)
魅力 増 進 策	a 体験型イベント等	○	○	
	b 憩い空間整備	○		
	c タペストリー活用	○	○	○
	d 売店・軽食	○	○	
	e 温室活用	○	○	
	f 植栽整備	○	○	
	g Wifi整備		○	
	h フォトスポット	○	○	
	i 集客イベント	○	○	
	j トイレ改修	○	○	○
経費 節 減 策	k 空調設備見直し			○
	l 日常維持管理見直し			○
	m LED照明化			○
広報 営 業 活 動	n 観光協会等との連携		○	
	o バスツアー企画		○	
	p PR専任職員配置	○	○	
	q SNS活用	○	○	
そ の 他	r 料金体系見直し	○	○	
	s サポーター制度	○		○
	t 企業・大学連携	○		○
	u 貸館事業	○		○

6. 本提言の着実な実現に向けて

今後も愛され続ける植物公園としてあり続けるためには、来園者が何を求めているのが、また、植物公園として何を伝えたいのかを常に研究、分析し、必要な取組を実施することが重要であるが、そのためには市の財政負担を伴うものもある。取組の実施に当たっては、短期で実施できるもの、中・長期の期間が必要なものなどに分類し、市の財政状況等も鑑みながら、本提言を着実に実現されるよう努められたい。

市民に愛され、多くの人々で賑わう植物公園となるよう、本提言がその一助となることを期待する。



資 料

宇治市植物公園あり方検討委員会設置要項

(目的)

第1条 宇治市植物公園は平成8年の開園以来、多くの入園者に親しまれる施設であるものの、今般、経営改善や施設の老朽化などの課題があることから、今後の植物公園のあり方の検討を行うため、宇治市植物公園あり方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、宇治市植物公園のあり方に関する次の各号に掲げる事項について検討を行い、市長に提言する。

- (1) 宇治市植物公園の管理運営に関すること
- (2) 宇治市植物公園における都市緑化の推進に関すること
- (3) その他宇治市植物公園に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を達成するまでの期間までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会議を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 会長は、委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月15日から施行する。
- 2 この要項の施行後、最初の委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

宇治市植物公園あり方検討委員会 委員名簿

(敬称略・50音順)

氏 名	所属・役職等
一井 直子	市民公募委員
上田 実千代	有限会社オフィスウエダ 代表取締役
小川 紀子	市民公募委員
長澤 淳一	京都府立大学京都地域未来創造センター 客員教授
長谷川 理生也	宇治商工会議所 専務理事
真山 達志	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授
丸山 武志	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 上席主任研究員
吉田 恭	京都大学経営管理大学院 特定教授

以上8名

＜宇治市植物公園に係るサウンディング型市場調査の結果について＞

令和元年10月 4日

宇治市都市整備部公園緑地課

本市では、宇治市植物公園において、更なる魅力の向上を図り、公園利用者への新たなサービス提供を行うため、民間による自由な発想に基づく幅広い事業アイデアや事業参入の意向を把握し、実施事業の検討に役立てることを目的として、民間事業者との対話によるサウンディング型市場調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

1. 調査の概要

(1)調査対象
宇治市植物公園（宇治市広野町八軒屋谷25-1）
(2)実施要領発表
平成30年10月10日
(3)説明会
事前説明会及び現地見学会：平成30年11月2日 参加事業者数：5者
(4)対話の実施
平成30年12月21日

2. 実施結果

(1) 提案事業者数：3者 ○業種：造園業、イベントプロデュース業、公益財団法人

(2) 事業提案の概要

○施設整備を伴う提案
・温室を活用したカフェ ・花の広場（花と水のタペストリー前）を活用したカフェ ・養蜂エリアの整備 ・茶畑エリアの整備 ・物販コーナーの拡充 ・フォトスポットの整備 ・園内サイン等の充実 ・特色ある植物の充実 ・休憩所（ベンチ等）の整備 ・Wi-Fi環境の整備
○既存施設を活用した提案
・民間企業等の協力による花と水のタペストリーの活用 ・緑の館喫茶スペースでのカフェの再開

○イベントやプログラム等の提案
・温室の植物にちなんだ各種イベントの実施 ・バスツアー等による観光客の誘致 ・養蜂エリアによる体験プログラム等の実施 ・茶畑エリアによる体験プログラム等の実施 ・イルミネーションの実施 ・フリーマーケット、音楽イベント等の実施
○その他（意見、要望等）
・運営、維持管理のためにはある程度の公的資金の投入が必要 ・事業者にとっては他に施設管理者（指定管理者）がいる中で部分的に参入するよりも、施設全体を一体管理する方が望ましい ・季節やイベント等に応じた入園料や駐車料設定が可能にしてほしい ・太陽光発電の整備やLED化による維持管理費の縮減

3. 今後の予定

事業者の皆様からいただいたご提案・ご意見を参考に、宇治市植物公園のあり方を検討してまいります。

宇治市植物公園あり方検討委員会 検討経過

	実施年月日	検討内容
第1回	平成30年 8月10日	委員委嘱・会長の選出 宇治市植物公園のあり方検討について 宇治市植物公園の現状について (現地視察)
第2回	平成30年 9月10日	宇治市植物公園の今後について サウンディング型市場調査の公募方法について
	平成30年 10月～12月	サウンディング型市場調査
第3回	平成31年 3月13日	サウンディング型市場調査の実施報告について 宇治市植物公園の今後の方向性の検討について 提言書の構成イメージについて
第4回	令和元年 10月17日	宇治市物公園のあり方(提言)について

**宇治市植物公園
あり方検討委員会
提言書〈概要版〉**



令和元年12月

宇治市植物公園あり方検討委員会 提言書 (概要版)

宇治市植物公園あり方検討委員会（以下、「本委員会」という。）では、宇治市植物公園（以下、「植物公園」という。）のあり方について、下記のとおり提言します。

課題 ～あり方を検討するに至った背景～

- ・そもそも市民にとって、また、都市緑化の拠点として必要な施設なのか
- ・市の財政状況に鑑み、植物公園の収支状況は市民理解を得られるものであるのか
- ・開園して20年以上経過し、老朽化による大規模な施設改修が必要となっている

評価 ～本委員会の総意～

植物公園は美しく、「みどりの拠点」として、市としてあり続けるべき施設

本委員会では、現在の市の財政状況等に鑑み、植物公園を廃止することも視野に検討を行いました。しかし、植物公園の植栽管理レベルは素晴らしいものであり、また、開園して20数年経過した施設であるにもかかわらず、年間8～10万人前後で安定的に推移していることは継続して市民に愛されている施設であると評価できます。「みどりゆたかな、住みたい、住んでよかった都市宇治」を都市像の理念として掲げている市にとっても「みどりの拠点」として整備した植物公園がもたらす効果は大きいものであると考えます。



ただし、現状のままでは課題の解決にはなりません。
よって、下記のような取組が必要であると考えます。

今後の方向性 ～提言～

- ・「一度は行ってみよう」と思わせる園づくりを！

植物公園の植物の管理レベルは非常に高く、絶滅危惧種の保全などにも大きく貢献しています。ただ、専門性が高く敷居が高いと感じる人が多いのも事実なので、植物に詳しくない人でも「あそこに行けば楽しそう」と思わせるような取組、園づくりに努めるべきです。

植物公園は開園当初から年間入園者数の目標を13万人としています。未だ達成されていません。まずはこの目標を達成し、さらなる高みを目指していけるような魅力ある園づくりが必要です。

- ・老朽化対策は計画的に！

開園以来、大規模改修等を実施しておらず、特に設備関係の更新が必要となっています。機器の故障等による休園は来園者の期待を裏切るだけでなく収入にも大きく影響することから、計画的に改修を行っていくべきです。

- ・収支改善を図る努力も必要！

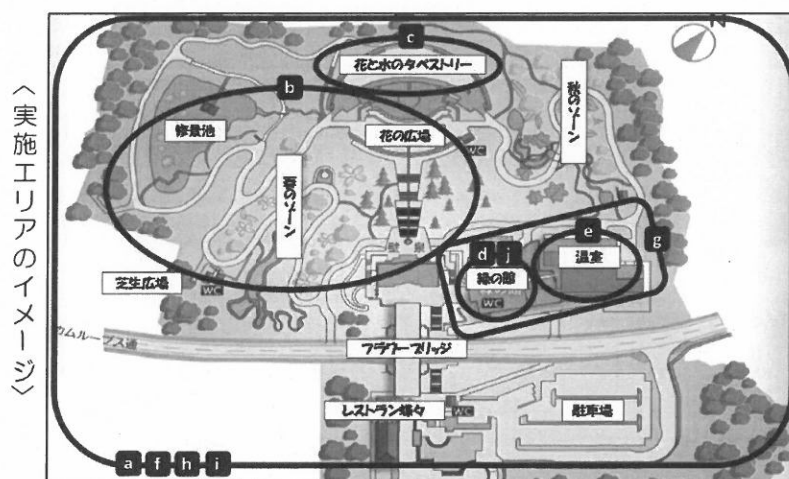
植物公園は、第一義的には市民のための公共施設としてあるべき施設ですが、市民の税負担を可能な限り軽減できるよう、市外や外国からの観光客にも来園してもらい、収入を上げられるような取組を実施するとともに、施設管理においても最小限の経費で最大限の効果が得られるよう努めるなど、収支改善に向けて不断の努力が必要です。

また、今後の方向性を実行に移す際には、市で初の取組となったサウンディング型市場調査における民間事業者の意見等も大いに参考にすべきであると考えます。

具体的な取組 ～課題解決の手法～

☆ 魅力増進策

- a. 体験型施設の整備、体験型イベントの実施
- b. 憩いの空間の整備（ex:遊べる、昼食が食べられる広場等）
- c. 民間活力の導入による花と水のタペストリーの整備
- d. 売店や軽食が食べられる施設の整備
- e. 温室を活用した取組の実施（ex:イベント、カフェ等）
- f. 魅力ある園内植栽の整備（ex:一面花畑、人気のある植物の植栽等）
- g. WiFi環境の整備
- h. フォトスポットの整備
- i. 新たな集客イベントの実施（ex:イベント団体・会社への貸館等）
- j. トイレの改修（ex:緑の館内トイレの温水洗浄便座化等）



☆ 経費削減策

- k. 緑の館、温室の空調設備の見直し、更新
- l. 日常維持管理の見直し
- m. LED照明への更新

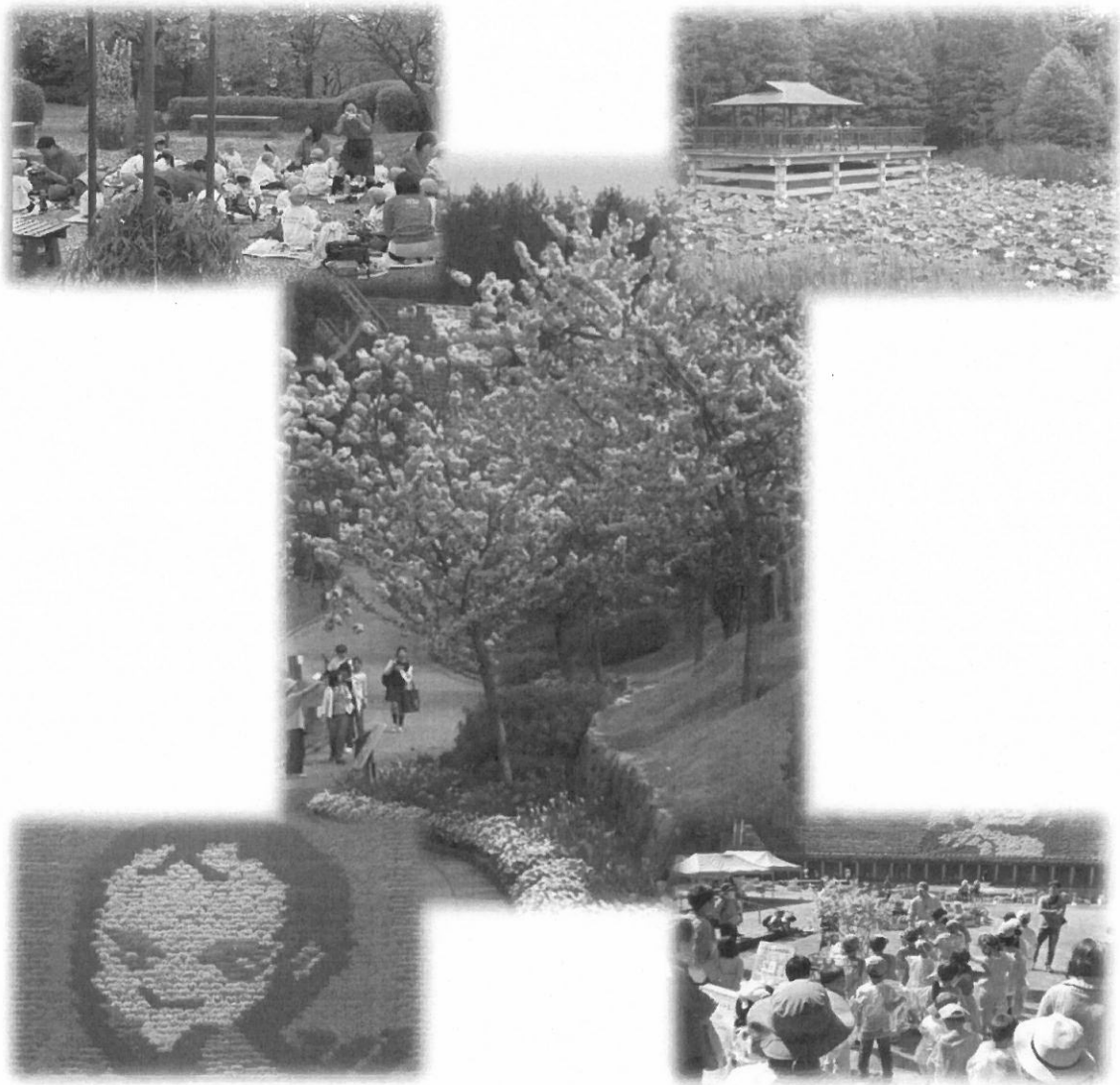
☆ 広報営業活動

- n. 観光協会等と連携してPRの強化
- o. バスツアーの企画
- p. PR専任職員の配置
- q. SNSの活用

☆ その他

- r. 入園料や駐車料金等の料金体系の見直し
- s. サポーター制度等の導入
- t. 民間企業や大学等との連携事業の実施
- u. イベント会場としての活用等、貸館事業の積極的な実施

上記取組は集客増や収入増、維持管理費の軽減につながる取組ではあるものの、初期投資が必要であるものがほとんどです。現在の市の財政状況等に鑑みても一度に全ての取組を実施することは現実的ではないため、一定の精査を行った上で短期で行えるもの、中・長期的に行うべきものなどに分類するなど財政負担に配慮することも重要です。



今後も愛され続ける植物公園としてあり続けるためには、来園者が何を求めているのか、また、植物公園として何を伝えたいのかを常に研究、分析し、必要な取組を実施することが重要ですが、そのためには市の財政負担を伴うものもあります。取組の実施に当たっては、短期で実施できるもの、中・長期の期間が必要なものなどに分類し、市の財政状況等も勘案しながら、本提言を着実に実現されることを求めます。

市民に愛され、多くの人々で賑わう植物公園となるよう、本提言がその一助となることを期待します。

令和元年12月
宇治市植物公園あり方検討委員会